

授業科目	刑事訴訟法演習
演習題目	刑事訴訟法の基本と最前線
担当教員	豊崎 七絵
授業の目的	刑事訴訟法の基本を学びながら、最前線の問題の本質は何か、読み解く力を養うこと。
履修条件	<p>刑事訴訟法についての予備知識は問いません。</p> <p>ゼミは学生が主体となって創り上げるものなので、毎回の出席はもちろん、ゼミ仲間との議論やゼミ運営に主体的・積極的に参加することが履修条件です。</p> <p>※サブゼミ生、オブザーバーも歓迎です。ただしゼミ生と同様の活動をしてもらいます。</p> <p>※このゼミには、毎年、多様な人が参加しています。</p> <p>法科大学院進学志望者（裁判官、検察官、弁護士になった卒業生もいます）もいれば、法学府（研究者を養成する大学院のこと）志望者もいれば、公務員ないし民間企業就職希望者もいます。</p> <p>法学系だけでなく、政治学系のゼミとかけもちしている人もいます。転学部生や留学生もいます。他学部生も歓迎します。</p>
教科書・参考書	教科書等については第一回目の講義で指示します。検討対象となったテーマに関連する参考文献については適宜紹介します
授業の計画・内容	<p>前期は、①捜査、公訴、公判、証拠法、上訴・確定後救済手続、それぞれに関する注目すべき裁判例や論文などを素材としながら、刑事訴訟法の基本的思考を学びます。</p> <p>後期は、②注目される刑事事件の深読みと③立法問題の検討を行います。②は、①と異なり、事実認定上の問題を含む事件（再審請求事件など。ちなみに2023年度は袴田事件を取り上げました）について、判決や資料を読み込みながら、実際の運用をめぐる問題点を洗い出します。また③は、取調べの録音・録画制度をはじめとする2016年刑訴法等改正、取調べの弁護人立会い、再審法、司法面接、被告人の逃亡防止策、刑事手続のIT化といった、最近の立法問題が候補となります。</p> <p>①②③の順番は、参加者と相談の上、入れ替えることがあります。</p> <p>例年行っている、ゲストによる講演会、施設見学、ゼミ旅行等のイベントについても、参加者と相談しながら、実施したいと思います。</p>
成績評価の方法	<p>平常点（出席状況、報告内容、議論への参加態度等）とゼミ論文との総合評価とします。正当な理由のない欠席・遅刻は一切認められません。</p> <p>ゼミ論文は、教員によるアドバイスもしくは添削、学生間での意見交換の機会を設けています。テーマは刑事訴訟法に関するものであれば自由です。ゼミ報告と同じテーマでも構いません。段階に応じたアドバイスや意見交換を踏まえ、毎年、全員が論文を完成させてきました。自分の頭で思考する力や、思考の成果を文章として表現する力がつきますので、必ず役立ちます。司法試験合格者からも好評です。</p>